

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

佐賀県人事委員会委員長 伊 藤 正

**佐賀県人事委員会規則第33号**

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年佐賀県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
別表（第1条、第2条関係）		別表（第1条、第2条関係）	
機関	職員	機関	職員
本庁	略	本庁	略
知事部局（出納局を含む。）	部長 理事 政策統括監 情報統括監 医療統括監 <u>局長</u> 会計管理者 副部長 政策総括監 さがデザイン総括監 税政総括監 <u>DX・スタートアップ総括監</u> 再生可能エネルギー総括監 企業立地総括監 <u>副局長</u> <u>SSP総括監</u> <u>スポーツ総括監</u> 出納局長 課長 センター長 <u>室長</u> <u>政策調整監</u> <u>さがデザイン推進監</u> <u>調整監</u> <u>推進監</u> リーダー 副課長 副センター長 <u>副室長（行政経営室）</u> 秘書担当の企画主幹及び係長（秘書課） 法制担当の企画主幹及び係長（法務私学課） 人事、給与、サービス、職員団体又は厚生福利担	知事部局（出納局を含む。）	部長 <u>局長</u> 理事 政策統括監 情報統括監 医療統括監 会計管理者 副部長 <u>副局長</u> 政策総括監 さがデザイン総括監 税政総括監 <u>SSP総括監</u> <u>スポーツ総括監</u> <u>産業DX・スタートアップ総括監</u> 再生可能エネルギー総括監 企業立地総括監 出納局長 課長 <u>室長</u> センター長 <u>政策企画監</u> <u>さがデザイン企画監</u> <u>推進監</u> リーダー 副課長 <u>副室長（行政経営室）</u> 副センター長 秘書担当の企画主幹及び係長（秘書課） 法制担当の企画主幹及び係長（法務私学課） 人事、給与、サービス、職員団体又は厚生福利担当

改正前			改正後		
		当の企画主幹及び係長（人事課） 人事、給与若しくは服務担当 （企画に関する事務の担当に限る。）又は職員団体担当の主任主査、主査及び主事（人事課）			の企画主幹及び係長（人事課） 人事、給与若しくは服務担当（企画に関する事務の担当に限る。） 又は職員団体担当の主任主査、主査及び主事（人事課）
	教育委員会事務局	理事 副教育長 <u>教育庁危機管理・広報総括監</u> 課長 室長 参事（教職員課に置かれるもので、人事・服務又は職員団体を担当するものに限る。） 副課長 人事主幹 人事又は給与担当の係長（教育総務課） 県立学校人事、小中学校人事、働き方改革推進、法規、給与又は健康管理担当の係長（教職員課） 人事、給与若しくは服務担当（企画に関する事務の担当に限る。）又は職員団体担当の管理主事、主任主査、主査及び主事（教職員課）		教育委員会事務局	理事 副教育長 <u>教育危機管理・広報総括監</u> 総体2024 総括監 課長 室長 参事（教職員課に置かれるもので、人事・服務又は職員団体を担当するものに限る。） <u>推進監</u> リーダー 副課長 人事主幹 人事又は給与担当の係長（教育総務課） 県立学校人事、小中学校人事、働き方改革推進、法規、給与又は健康管理担当の係長（教職員課） 人事、給与若しくは服務担当（企画に関する事務の担当に限る。）又は職員団体担当の管理主事、主任主査、主査及び主事（教職員課）
	略			略	
	略			略	
備考 略			備考 略		

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。